

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 (注2)	署名日 署名地 (効力日) (注3)	署 名 者	告示 番号 (注4)
			贈与の供与期限 (注2)			
セーシェル	海上保安能力強化計画のための 贈与に関する日本政府とセー シェル共和国政府との間の交換 公文	海上保安能力強化計画を実施するために必要な生産物 及び役務の購入	800,000 千円 -----	2019.10.3 ビクトリ アで (同日)	日本側 富永真在セーシェ ル大使 セーシェル側 マックナス シー・モンボン指名大臣 兼地方政府・内務・危機 災害管理・青年・スポ ツ・文化大臣	2019.10.29 185号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。